公共用自転車駐車場整備運営基準

1 整備基準

(1) 整備台数

・下表の台数以上で整備すること(工事施工期間中を含む。)。

区画種別	整備台数
自転車	200 台
バイク (原動機付自転車及び自動二輪車 (125cc 以下))	100 台

(2) ゾーニング

・自転車とバイクの駐車区画は、明確に分けることとする。

(3) 通路

・通路の交通量から主線と支線を判断し、適切な通路幅員を確保する。各通路幅員は下表の 値以上とし、通路の設置位置や形状等については、利用者や第三者の安全に特に留意し た計画とするとともに、出入りの処理能力を十分確保した利便性の高い計画にするもの とする。

通行する車種	主線通路	支線通路
自転車	1.5m	1.3m
原動機付自転車	1.9m	1.5m
自動二輪車(125cc 以下)	1.9m	1.9m

(4) 出入口

- ・出入口は最低2箇所設けることとし、1箇所は車両の出入庫を考慮した「自転車等出入口」 とし、もう1箇所は利用者のみの出入りを考慮した「歩行者出入口」とする。
- ・出入口の配置は、動線や敷地形状等を考慮して「歩行者出入口」を目的地(駅等)側に配置し、「自転車等出入口」を反対側に配置することを標準とする。
- ・出入口の位置については、近隣の居住環境を阻害しないように十分留意し、事業実施に際 して、事前に道路管理者及び交通管理者と協議するものとする。

(5) 駐車区画

・自転車等の標準的な駐車ますの大きさは下表の値以上を原則とする。ただし、ラック等の 設備を設置する際には、ラック等のメーカーが推奨する寸法以上とすること。

駐車する車種	長さ	幅
自転車	1.9m	0.6m
原動機付自転車	1.9m	0.8m
自動二輪車(250cc 以下)	2.3m	1.0m

(6) 照明施設等

・自転車駐車場には、利用者の安全性の確保、自転車駐車場の適正な管理及び盗難防止等の 防犯の観点から、照明施設及び防犯カメラを適切に設置すること。

(7) 案内板等

・公共的自転車駐車場としての適正な利用を促すため、自転車駐車場の利用案内や連絡先等 を記した案内板や表示板を視認性が高い場所に配置すること。

2 管理運営基準

(1) 利用時間等

・利用時間は、24 時間開放を原則とし、利用者が安全で気持ちよく自転車駐車場を利用できるよう、場内の整理・清掃を適切に実施すること。

(2) 利用形態

- ・自転車及びバイクともに定期利用枠と一時利用枠の両方を用意してください。
- ・公共的自転車駐車場運用開始後の利用形態の台数配分は、需要に応じて対応することとする。

(3) 利用料金

- ・不特定多数の者が公平に利用できる料金体系とすること
- ・利用料金の設定については、付近の市営を含む自転車駐車場の料金に比して、著しく均衡 を失しない料金体系を本市に提案し、あらかじめ、本市の了承を得るものとする。料金 体系を変更する場合も同様とする。
- ・短時間利用の料金プランなど特別のサービス等に応じて料金帯に差をつけることは可能と する。

(4) 近隣対策

- ・隣接する土地所有者等の敷地に対して、ゴミの投棄や不正駐輪等の迷惑行為が発生しない よう適切な管理運営を行うこと。
- ・自転車駐車場の管理運営について、近隣土地所有者等や一般市民からの苦情や問い合わせ があった場合は、誠実に対応し、自らの費用負担と責任において解決すること。